



令和8年度 入札・契約の対応方針  
(工事)

令和8年4月  
中国地方整備局  
港湾空港部



## 目次

◆ <u>総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み</u>	
特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行	P 2
地元作業船の活用を促進する取組み	P 3
地元企業活用審査型の試行	P 4
下請施工実績評価型の試行	P 5
ブロック製作工事における施工実績の緩和の試行	P 6
新技術の活用評価	P 7
担い手育成の活動評価	P 8
若手優秀技術者表彰を評価する取組	P 9
賃上げを実施する企業への加点措置	P10
◆ <u>入札・契約手続きの改善に向けた取組み</u>	
技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】	P11
自主採点書類の提出【中国独自】	P12
書類簡素化の取組み	P13

# 特定 J V 発注工事における地元中小企業評価の試行

見直し

## ◇経緯

- 中国地整においては、地元企業の健全な育成と地域の景気浮揚につなげることを目的として、令和6年4月1日以降に公告する工事より、単体・特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員に地元中小企業を含む場合は、加點評価を行う試行を実施中。
- 今般、この取組が全国に展開されること、他地整における実施状況などを踏まえ、令和8年1月13日以降に公告する工事より対象企業及び工種区分、配点割合の見直しを行う。

## ◇試行内容

- 特定 J V 発注工事における地元中小企業評価に関して、単体・J V 代表者はA等級、J V 構成員はA等級又はB等級を対象。
- 地元とは、A等級においては中国地方整備局管内（港湾空港関係）に本社（本店）を有する者とし、B等級においては当該工事場所の県内に本社（本店）を有する者とする。ただし、B等級については、対象企業を十分に確保出来ない場合、中国地方整備局管内（港湾空港関係）に本社（本店）を有する者に拡大するものとする。
- 中小企業とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社とする。
- 対象は、**港湾土木、空港等土木、港湾等しゅんせつ工事**とし、予定金額が5億円以上9億円(WTO)未満の工事とする。
- 以上を踏まえ、地元中小企業の出資比率に応じて加點を行う。

技術提案評価型 S 型	総合評価対象 60			賃上げ実施 企業に対する 加點 4
	技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	

技術提案評価型 S 型 (地元中小企業評価型) ※令和6年4月1日～	総合評価対象 60			賃上げ実施 企業に対する 加點 4
	技術提案 30	地元中小企業 出資比率 10	企業の能力等 10 技術者の能力等 10	

技術提案評価型 S 型 (地元中小企業評価型) ※令和8年1月13日～	総合評価対象 60			賃上げ実施 企業に対する 加點 4
	技術提案 34	地元中小企業 出資比率 6	企業の能力等 10 技術者の能力等 10	

## 見直し後の加算点

評価項目	評価基準	加算点
地元中小企業の出資比率	単体又は出資比率40%以上	6
	出資比率35%以上40%未満	4
	出資比率30%以上35%未満	2
	出資比率30%未満	0

地元作業船の活用を促進する取り組み（地元作業船活用評価型の試行）

拡充・運用改善

◇経緯

・大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船活用評価型」を試行中。令和8年4月1日以降に公告する工事より総合評価タイプの試行対象工事と対象船舶を拡大する。

◇試行内容

- ・工事の主要工種において、当該港の所在する県内に本店を有する地元企業が所有する作業船を活用する場合に加算点を付与する。
- ・条件に適合する作業船を使用する技術提案評価型S型・S I型、施工能力評価型 I 型の工事で試行する。

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	その他	地元作業船の活用	地元企業の所有する作業船の活用有り 1.0
			該当無し 0

『地元作業船の活用』の評価は、当該港の所在する県内（又は地区内）に本店を有している企業の作業船（「グラブ浚渫船」、「バックホウ浚渫船」、「起重機船」、「クレーン付台船」等、港湾請負工事積算基準2-1-(15)に示されている主作業船）を活用する場合を加点の対象とする。

※主要工種の作業日数の30%以上活用すること。但し、作業船の仕様が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、複数工種の合計作業日数の30%以上あれば良い。また、複数の地元作業船を使用して、主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合には地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば良い。

※本試行工事は、企業の施工能力「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」に換えて評価を実施。

※地元企業活用審査型を適用している工事以外で試行予定。

通常と試行の配点イメージ

評価項目		S型 (通常)	S型 (試行)	
施工能力等	企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	1	2
		同種工事の施工実績の施工規模	1	1
		過去5年の中国管内（港湾空港関係）の当該工種の工事成績評定点の平均点	3	3
		過去5年の当該工種の表彰実績（icon大賞、中国地整）	1	1
		新技術の採用	1	1
		過去2年のゴールドカード表彰（港湾空港関係）	1	1
		作業船の保有	1	-
		平成22年7月以降に自ら新造した、環境性能を満足する作業船の保有状況等	1	-
		地元作業船の活用	-	1
	小計		10	10

※通常：主作業船を使用する工事の場合の評価項目

地元企業活用審査型の試行 ※旧称：地元企業活用促進型【中国独自】

試行

◇経緯

- ・地元建設業の活用や地元企業からの資材調達を促すことにより、地域経済の活性化と地場産業の育成を図るため、平成21年度より試行。
- ・平成27年度より原則、WTO以外の本官工事（但し、単一工種工事を除く）を対象として試行している。（なお工事内容や入札不調対策等の観点より、試行対象外としている場合がある。）
- ・令和元年度より、災害活動実績に基づく表彰実績を評価項目として追加。
- ・令和4年度より、災害への備え等の取組を推進するため、配点の一部見直しを実施。
- ・令和8年4月1日以降に公告する工事より全国統一の評価項目を試行する。
- ・併せて、中国独自運用であった名称を全国統一の名称に変更する。

◇試行内容

- ・対象は港湾5工種のAランクとし、技術提案評価型S型及びS I型の工事とする。但し、WTO工事及び単一工種工事を除く。
- ・地元企業活用促進型の評価項目に加え、1次下請における地元企業の下請けとしての表彰実績を評価項目に設定する。

◇評価方法

- a. 1次下請における地元企業の活用率（①80%以上、②60%以上、③60%未満）
- b. 地元資材の活用率（①75%以上、②75%未満）
- c. 災害協定の締結の有無及び災害時に活用可能な作業船(作業機械)の保有状況※1（①両方有り、②一方有り、③無し）
- d. 1次下請における地元企業の下請としての表彰実績※2（①有り、②無し）

※1 「作業船の保有及び環境基準達成状況」の評価を行う工事においては、「災害時に活用可能な作業船の保有状況」の評価項目は設定しない。

※2 一次下請予定者の下請負者として優良工事等を受賞した表彰状の写しを提出させる。但し、原則中国地方整備局（港湾空港関係）発注の同じ工種区分に限る。

現行と試行の配点イメージ

評価項目		S型 (現行)	S型 (試行)
地元企業活用審査型	1次下請における地元企業の活用率	5	4
	地元資材の活用率	4	4
	令和〇年度の災害協定の締結の有無及び災害時に活用可能な作業船の保有状況	1	1
	1次下請における地元企業の過去5年間の下請としての表彰実績	-	1
小計		10	10

**新規**

下請施工実績評価型の試行

- ◇経緯
- ・中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める取り組みを平成30年度より実施している。
  - ・ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わないこととしている。
  - ・加点評価を行わない理由としては、下請の場合、その工種に特化しており、総合的な現場管理などのマネジメントを行わないことから下請の実績だけでは従来の元請評価との公平性に欠けるものとして評価してこなかった。
  - ・今回、浚渫工事において、単一工種であることから、総合的な現場管理などのマネジメント能力は、従来の元請評価とほぼ同等と考えられるため、試行的に加点評価を行うこととする。
  - ・令和8年4月1日以降に公告する工事から開始する。

- ◇試行内容
- ・対象は港湾等しゅんせつ工事のA及びBランクとし、技術提案評価型及び施工能力評価型の工事とする。但し、WTO工事を除く。
  - ・元請実績と差をつけるため、下請実績で加点を行う際は、元請実績による加点の1/2とする。

通常と試行の配点イメージ

評価項目 (通常)		技術提案 評価型	施工能力 評価型
企業の 能力等	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績	0.5	2
	平成○年度以降に完成した同種工事の施工実績	0.3	1
	民間での施工実績	0	0
技術者の 能力等	平成○年度以降に完成した同種工事の施工実績の施工規模	1	2
	当該工事の設計数量未満	0	0
	当該工事の設計数量以上	0	0
技術者の 能力等	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工経験	1.0	2
	平成○年度以降に完成した同種工事の施工経験	0.5	1
	民間での施工経験	0	0
	主任（監理）技術者あるいは現場代理人としての施工経験	1	2
	担当技術者としての施工経験	0	0
	平成○年度以降に完成した同種工事の施工経験における施工規模	1	2
当該工事の設計数量以上	1	2	
当該工事の設計数量未満	0	0	

評価項目 (試行)		技術提案 評価型	施工能力 評価型
企業の 能力等	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績	0.5	2
	平成○年度以降に完成した同種工事の施工実績	0.3	1
	民間での施工実績	0	0
	平成○年度以降に完成した同種工事の施工実績の施工規模	1	2
技術者の 能力等	元請実績が当該工事の設計数量以上	0.5	1
	一次下請実績が当該工事の設計数量以上	0.5	1
	当該工事の設計数量未満	0	0
	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工経験	1.0	2
	平成○年度以降に完成した同種工事の施工経験	0.5	1
	民間での施工経験	0	0
	当該工事の設計数量以上の同種工事において、元請の主任（監理）技術者あるいは現場代理人として従事	2	4
	平成○年度以降に完成した同種工事の施工経験	1	2
技術者の 能力等	①当該工事の設計数量以上の同種工事において、元請の担当技術者として従事	1	2
	②当該工事の設計数量未満の同種工事において、元請の主任（監理）技術者あるいは現場代理人として従事	1	2
	③当該工事の設計数量以上の同種工事において、一次下請の主任技術者として従事	1	2
技術者の 能力等	当該工事の設計数量未満の同種工事において、元請の担当技術者あるいは一次下請の主任技術者として従事	0	0
	当該工事の設計数量未満の同種工事において、元請の担当技術者あるいは一次下請の主任技術者として従事	0	0

# ブロック製作工事における施工実績の緩和の試行（施工実績緩和型）

新規

## ◇経緯

- 発注件数の減少に伴い、受注機会が確保されず競争参加資格要件である過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できないため実績期間の緩和などの要望が上がっている。受注機会の確保の観点から、**入札公告要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績要件の緩和を行う試行工事を実施することで、地元企業の活性化を図ることとする。**
- 対象工事は、**施工実績を有する期間の重要性を比較的伴わないと考えられる「ブロック製作工事」を対象とする。**ただし、**浚渫工事など「ブロック製作工事」以外の工事において地域の实情により適切な企業数が確保できない理由により、競争環境が整わない場合は、本試行を適用する**場合がある。令和8年4月1日以降に公告する工事から開始する。

## ◇試行内容

- 対象は港湾5工種のA及びBランクとし、技術提案評価型及び施工能力評価型の工事とする。但し、WTO工事を除く。
- 競争参加資格の**同種実績において「過去15年間」という縛りを無くす。**

### 通常と試行の配点イメージ

		評価項目（通常）		技術提案評価型	施工能力評価型			評価項目（試行）		技術提案評価型	施工能力評価型
企業 の 能力 等	平成〇年度以降に完成した同種工事の施工実績	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績	0.5	2	同種工事の施工実績	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績	0.5	2			
		地方公共団体（港湾管理者含む）の施工実績	0.3	1		地方公共団体（港湾管理者含む）の施工実績	0.3	1			
		民間での施工実績	0	0		民間での施工実績	0	0			
	平成〇年度以降に完成した同種工事の施工実績の施工規模	当該工事の設計数量以上	1	2	同種工事の施工時期	平成〇年度以降に完成した同種工事の施工実績あり	1	2			
当該工事の設計数量未満		0	0	平成〇-1年度以前に完成した同種工事の施工実績あり		0	0				
技術 者 の 能力 等	平成〇年度以降に完成した同種工事の施工経験	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工経験	1.0	2	同種工事の施工経験	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工経験	1.0	2			
		地方公共団体（港湾管理者含む）の施工経験	0.5	1		地方公共団体（港湾管理者含む）の施工経験	0.5	1			
		民間での施工経験	0	0		民間での施工経験	0	0			
	平成〇年度以降に完成した同種工事の施工経験における従事役職	主任（監理）技術者あるいは現場代理人としての施工経験	1	2	同種工事の施工経験における従事役職	主任（監理）技術者あるいは現場代理人としての施工経験	1	2			
		担当技術者としての施工経験	0	0		担当技術者としての施工経験	0	0			
	平成〇年度以降に完成した同種工事の施工経験における施工規模	当該工事の設計数量以上	1	2	同種工事の施工時期	平成〇年度以降に完成した同種工事の施工経験あり	1	2			
当該工事の設計数量未満		0	0	平成〇-1年度以前に完成した同種工事の施工経験あり		0	0				

## 新技術の活用評価

見直し

### ◇経緯

- ・技術提案評価型S型（WTO案件除く）においては、新技術の採用としてNETIS登録技術等（有用な新技術）の採用を加点評価の対象としている。現行の加点対象は「-VE」または「-VR」評価のNETIS登録技術、もしくは「-A」評価で国土交通省の施工実績が5件以上の技術としている。

### ◇見直し内容

- ・「-A」技術であっても、既存技術より利便性や安全性等が向上した新しい技術となっている場合も考えられることから、新技術の採用を拡大し、質の高い技術提案を促すため、NETIS審査で効果が確認され登録された技術は、すべて加点対象とする見直しを行う。
- ・令和8年4月1日以降公告する工事から適用する。

### 【現行】

評価項目	評価点
NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用有り ・NETIS登録「-VE」「-VR」技術 ・NETIS登録「-A」技術で国交省での施工実績が5件以上	1
NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用なし	0



### 【見直し】

評価項目	評価点
NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用有り ・NETIS登録「-VE」「-VR」技術 ・NETIS登録「-A」技術 ※施工実績件数に関係なく評価	1
NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用なし	0

## 担い手育成の活動評価

## 継続（一部見直し）

## ■ 経緯

- 平成26年度より、建設業就業者の若手技術者の雇用促進に繋がる目的で、雇用実績がある場合に評価を実施してきたが、昨今の雇用が厳しい状況を踏まえ、「若手技術者等の雇用」の評価に代えて、出前講座、現場見学会等の「担い手育成の活動」に係る取り組みを実施した企業へ加点点評価する。

## ■ 試行内容

- 建設業の担い手育成活動として、「講義」、「現場見学会の開催」や「出前講座」を実施した企業へ加点点評価する。
- 評価の対象期間については、過去2年間とする。
- 対象工事は、施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型とする。
- 令和7年4月1日以降に公告する工事から適用する。

評価項目	配点	評価基準
担い手育成の活動	1～3	過去2年間において、下記のいずれかの取組を実施 ・講義、出前講座、現場見学会 ※インターンシップ、企業独自のリクルート活動は対象外とする
	0	無し

# 若手優秀技術者表彰を評価する取組（工事）

見直し

- ◇経緯
- 生活を支えるインフラの整備や維持管理、災害時の応急復旧対応など、地域の安全・安心を担う建設業界の「次世代の担い手の確保」に貢献する施策の一つとして、令和8年度から『若手優秀技術者表彰』を創設し、工事で優良な成績に貢献した若手技術者を表彰することで、若手技術者のやり甲斐や達成感を創出する。
  - 令和8年8月1日より公告する工事について、「若手優秀技術者表彰」による加算点を行う。

- ◇制度概要
- 令和8年度から表彰開始（令和7年度に完成した工事が対象）
  - 対象者は以下のとおりとし、成績が優良であった工事より選出
    - 工期開始日において35歳以下の監理技術者等（特例監理技術者、主任技術者、現場代理人含む）
    - ただし、過去に当該表彰を受賞した技術者、及び、過去又は同年度に優秀技術者表彰（局長表彰・事務所長）、安全管理技術者表彰を受賞した技術者は対象とならない。
  - 局長表彰として表彰し、受賞した技術者は総合評価において加点評価を行う。
  - 表彰式は、他の優良工事施工団体、優秀建設技術者表彰（工事）、工事安全表彰（団体、技術者）と同日に行う予定。

評価項目			技術提案評価型、施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）		施工能力評価型		
			（現行）	（見直し）	（現行）	（見直し）	
施工能力等	技術者の能力等	中国地方整備局管内（港湾空港関係）の当該工種の優秀建設技術者（工事）表彰、若手優秀技術者表彰または安全管理優良技術者表彰 [配置予定技術者としての申請がある場合に限る] [過去5年間]	局長表彰の実績有り	1.0	1.0	2	2
			事務所長表彰の実績有り	0.5	0.5	1	1
			若手優秀技術者表彰の実績有り	-	0.3	-	0.5
			表彰なし	0	0	0	0

# 賃上げを実施する企業への加点措置（工事）

見直し

◇経緯

- 令和3年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げを表明した企業に対して加点を行う。
- 令和8年4月1日より公告する工事について、賃上げによる加算点を見直す。

◇見直し内容

- 配点を、「加算点の5%以上の整数」から、「加算点の3%以上の整数」に見直し。

総合評価のタイプ別の標準配点（～令和7年度まで）

※評価基準 大企業：一人当たりの平均受給額を3%以上増加することを表明  
中小企業：給与支給額又は一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加することを表明

評価項目	技術提案評価型					施工能力評価型		
	S型 [WTO]	S型	S型 チャレンジ型		S型 地域貢献等追加	I型・II型	I型 チャレンジ型	I型・II型 地域貢献等追加
技術提案	60点 (2テーマ)	40点 (1テーマ)	30点 (1テーマ)	40点 (2テーマ)	40点 (1テーマ)	—	20点	—
施工能力等 (企業、技術者)	—	20点	10点	10点	16点	40点	9点	32点
地域	—	—	—	—	4点	—	1点	8点
賃上げ表明	4点	4点	3点	3点	4点	3点	2点	3点
合計	64点	64点	43点	53点	64点	43点	32点	43点



総合評価のタイプ別の標準配点（令和8年度～）

評価項目	技術提案評価型					施工能力評価型		
	S型 [WTO]	S型	S型 チャレンジ型		S型 地域貢献等追加	I型・II型	I型 チャレンジ型	I型・II型 地域貢献等追加
技術提案	60点 (2テーマ)	40点 (1テーマ)	30点 (1テーマ)	40点 (2テーマ)	40点 (1テーマ)	—	20点	—
施工能力等 (企業、技術者)	—	20点	10点	10点	16点	40点	9点	32点
地域	—	—	—	—	4点	—	1点	8点
賃上げ表明	2点	2点	2点	2点	2点	2点	1点	2点
合計	62点	62点	42点	52点	62点	42点	31点	42点

## 技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】

継続

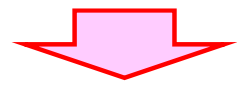
- ◇経緯
- 技術提案評価型では、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえ、WTO対象工事で2つ、それ以外の工事では1つの「テーマ」を指定し、1テーマにつき3つの施工上の工夫等の技術提案を求めてきた。しかしながら、全国的な工事量の増加や働き方改革の進展等に伴い、技術提案書の作成にかかる負担が大きくなっている状況。
  - 令和2年度より、施工上の技術的課題が少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減する試行を導入。
  - 対象工事は施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえて選定。

項目	分類	求める提案数
技術提案	WTO対象工事 (技術提案評価型S型)	2テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事 (試行)	1テーマ×2~3提案 1テーマ×2提案
	WTO対象工事以外の工事 (技術提案評価型S型)	1テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事 (試行)	1テーマ×2提案

### ■ 試行状況

年度	WTO対象	WTO対象以外	件数合計 <試行件数で内数>
R5	6件 < 4件 >	6件 < 0件 >	12件 < 4件 >
R6	2件 < 0件 >	10件 < 8件 >	12件 < 8件 >
R7	2件 < 1件 >	6件 < 5件 >	8件 < 6件 >

※R7年度は2月末迄の実績



■ 令和8年度の方針

- 技術提案書の作成にかかる負担が軽減されたとの意見もあるが、**引き続き試行を行い、効果や課題を確認**していく。

継続

10. 自主採点書類の提出【中国独自】

- ◆経緯
- ・総合評価落札方式における「企業及び技術者の能力等」及び「地域貢献度・精通度等」の評価並びに評価値の算定は公正・公平に行われなければならない。
  - ・従前、評価値の算定は発注者側のみで行っていたが、可能な限り、競争参加申請者側でもこれを算定し、両者をつき合わせることでその確かさをチェックすることが望ましい。
  - ・このため、令和元年度下半期より、WTO対象工事を除く全ての工事について、競争参加資格確認申請書提出時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求めることとした。なお、提出は任意としている。

■ 試行状況

- ・本官発注工事、分任官発注工事とも、**ほぼ全ての申請者から「自主採点書類」が提出されている。**



■ 確認の結果

- ・評価値の算定に関して、**チェック機能が強化され、ミス防止につながっている。**
- ・**引き続き試行を行っていく。**

自主採点表

工事名称： \_\_\_\_\_  
会社名： \_\_\_\_\_

参考様式

(注) 下表には、当該工事における評価対象項目以外の項目も含まれているため、自主採点にあたっては、当該工事の『技術提案説明書』又は『簡易な施工計画等説明書』又は『施工能力等説明書』に記載された評価項目を確認のうえ、該当する項目のみに記入すること。また、評価点数は、『技術提案説明書』等に記載された配点を確認のうえ、記入すること。

評価項目	評価基準	自主採点欄	
		番号	評価点
同種工事の施工実績	① 国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績 ② 地方公共団体(港湾管理者含む)の施工実績 ③ 民間での施工実績		
同種工事の施工実績の施工規模	① 当該工事の設計数量以上 ② 当該工事の設計数量未満		
管内(港湾空港関係)の当該工種の工事成績評定点の平均点	① 80点以上 ② 77.5点以上80点未満 ③ 75点以上77.5点未満 ④ 72.5点以上75点未満 ⑤ 70点以上72.5点未満 ⑥ 70点未満		
管内(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰又は安全管理優良請負者表彰	① 局長表彰の実績有り ② 事務所長表彰の実績有り ③ 表彰なし		
新技術の採用 ※加点評価されることを前提として記入	① NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用有り ② NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用無し		
工事成績優秀企業認定制度[ゴールドカード制度]の表彰	① 表彰の実績有り ② 表彰なし		
作業船の保有	① いずれかの作業船を自社保有している ② いずれかの作業船を共有している ③ その他		
平成22年7月以降に自ら新造した環境性能を満足する作業船の保有状況等	① 自ら新造した自社保有船で窒素酸化物放出基準を満足 ② 自ら新造した共有船で窒素酸化物放出基準を満足 ③ 自ら新造していない中古船又は原動機取替船舶で窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足 ④ 自ら新造していない中古船又は原動機取替船舶で窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足 ⑤ 上記以外		
指定する種類の登録基幹技能者又は建設マスターの配置	① 登録基幹技能者又は建設マスターを2名配置 ② 登録基幹技能者又は建設マスターを1名配置 ③ 配置なし		
若手技術者等の雇用	① 若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用有り ② 若手(満年齢29歳以下)の雇用有り ③ 雇用なし		
技術開発実績の有無	① NETISへの登録、港湾関連民間技術又は建設技術審査証明の評価を受けた自社開発の実績あり ② 実績なし		
ICTの活用計画	① 全ての段階で全面的に活用する場合 ② 全ての段階で全面的に活用する計画でない又は活用しない		
		[小計]	
同種工事の施工経験	① 国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工経験 ② 地方公共団体(港湾管理者含む)の施工経験 ③ 民間での施工経験		

継続

## 12. 書類簡素化の取組み

項目	内容	適用対象	備考
工事实績を証明する書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事实績情報システム (CORINS) 登録データの写しの提出を不要とする</li> <li>表彰実績に係る証明資料の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度～全工事</li> <li>令和5年度～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事实績情報システム (CORINS) 登録データによって確認できない項目については、的確に判断できる最小限の証明書類の添付が必要</li> <li>提出様式に表彰実績の有無を記載し、証明資料は提出不要とする</li> </ul>
監理(主任)技術者の申請方法の変更	配置予定技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて契約後の変更を認める	平成30年度～全工事	変更申請受付期間は契約日から工事着手日の1週間前まで(変更前の技術者と同等以上の能力等を有することが必要)
参加要件にかかる書類(工程計画表)の簡素化【中国独自】	総合評価落札方式において、標準点(100点)を付与する判断根拠としてきた「工程計画表」の提出を不要とする	令和元年度～技術提案評価型S型を適用する工事	標準点は設定された競争参加資格要件を満たす者に一律に付与する
技術提案にかかる書類(施工実績)の簡素化【中国独自】	提案した技術の施工実績を示す書面の提出を不要とする	令和元年度～技術提案評価型S型を適用する工事	提案の実現性(提案の施工実績)については、必要に応じ、技術提案書様式に記載することとする
作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化【中国独自】	作業船の保有状況、環境基準達成への取組み状況を評価するために求めている書類のうち、作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする	令和元年度～全工事	申請時に提出した書類に記載された作業船及び原動機については、これまでどおり、現場施工時に、現地で船名及び原動機に刻印された製造番号の照合確認を行う